

経営者様

経費削減サポート

～会社の経費を利益に変える最新経費削方法のご案内～

○お問い合わせは下記へ

--

経費削減サポートチェックリスト（法人版）

☒ 各種項目		削減の方法	必要書類	平均削減
光熱料	電気料金（高圧、低圧、従量電灯）	新電力削減実績上位200社と直接交渉、LED、空調診断	1年分の電気料金請求明細書	12.8%
	水道料金	下水の減免、節水コマ（実地調査）	直近1ヶ月分の水道料金請求明細書	18.6%
	ガス料金	契約内容の適正化	1年分のガス料金請求明細書	13.5%
車両機械	燃料費（ガソリン、軽油、灯油、重油）	利用実績に合わせた協同組合の選定、元売への直接交渉	直近1ヶ月分の燃料費の請求明細書	7.8%
	ETC料金	利用実績に合わせた協同組合の選定、ETC2.0	直近1ヶ月分のETCの利用請求明細書	22.5%
	リース料、保守料（車両、機械他）	契約内容の適正化、購入時メーカーと直接交渉	リース契約書、直近1ヶ月分の請求明細書	11.7%
施設管理	テナント賃料・家賃、固定資産税	不動産、賃料調査と鑑定による適正化、貸主直接交渉	賃借契約書、登記書、納付書、償却資産書	別途
	エレベーター、空調保守費用	契約内容の適正化、リバースオークション	保守契約書、直近1ヶ月分の請求明細書	32.8%
	店舗警備システム費	契約内容の適正化、リバースオークション	契約書、直近1ヶ月分の請求明細書	14.2%
	ビルメンテナンス・清掃料	契約内容の適正化、リバースオークション	契約書、直近1ヶ月分の請求明細書	19.6%
事務機器	コピー機カウンター料金	リバースオークション	リース契約書、直近1ヶ月分の請求明細書	32.5%
	コピー用紙、トナー代	共同購買システム	直近1ヶ月分の請求書	16.2%
	通信、プロバイダー料金	契約内容の適正化、固定回線、携帯含む（実地調査）	契約書、直近1ヶ月分の請求明細書	17.6%
	設備投資（コピー機、空調、PC等）	共同購買システム	現在の使用状況、または導入予定の見積書	別途
その他	助成金、補助金	助成金、補助金の診断および申請代行	要ヒアリング	別途
	銀行振込手数料	契約内容の適正化	直近1ヶ月分の利用明細書	別途
	保険（損保、生保）	契約内容の適正化、包括契約、デビエート	生命保険、損害保険証券（表・裏）	別途
人事系	社会保険料（役員）	事前確定届出給与、報酬支払方法変更	決算書の別表（役員報酬）、個人確定申告書	36.7%
	社会保険料（従業員）	選択型福利厚生制度の導入	賃金規程、社会保険料納付明細	別途

※ご希望の項目にチェックして頂き、必要書類と合わせてをご送付下さい。約3週間で削減結果をレポートさせていただきます。

※経費削減サポートの分析、診断は無料で行っております。

御社名：

ご担当者様：

ご連絡先：

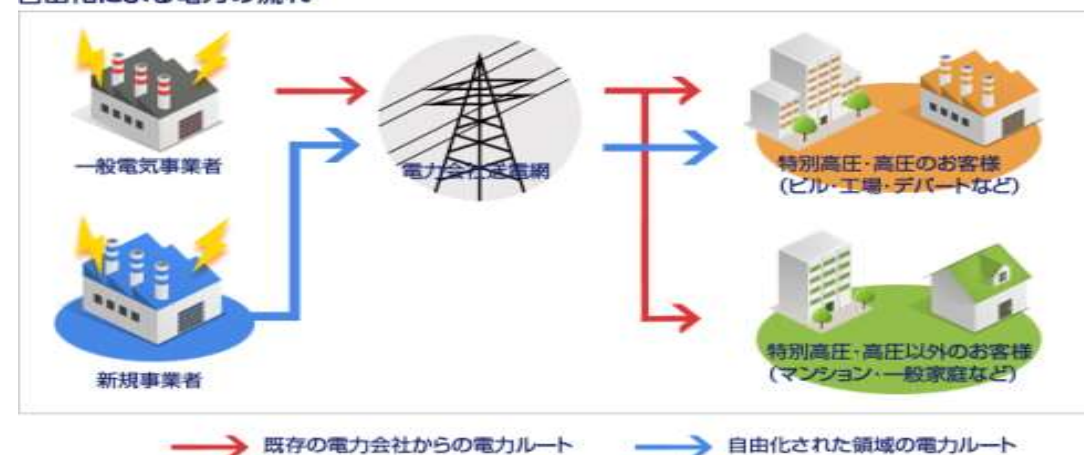
電気料金コスト削減のポイント 地域電力と新電力

これまでは、東京電力や関西電力などの地域電力会社以外から電力を買うことが電気事業法上規制されておりましたが、規制緩和により平成12年度から**電力小売事業への新規参入が認められ自由化されました**。これを受け**新規参入した事業者が新電力会社（特定規模電気事業者・PPS）**です。

しかし、コロナ禍で電力事業環境は大きく変化し、多数ある電力会社から一番安い単価を見つけ出し毎年契約を更新することは1企業ではほぼ不可能です。弊社では**専門の電力コンサルタントが過去10年間のビックデータと直近の単価を基に全国の各電力会社と直接比較交渉し、御社の代理となって全国最安単価を取り付け導入、毎年条件を交渉し最安値をご提示、継続をサポート致します**。



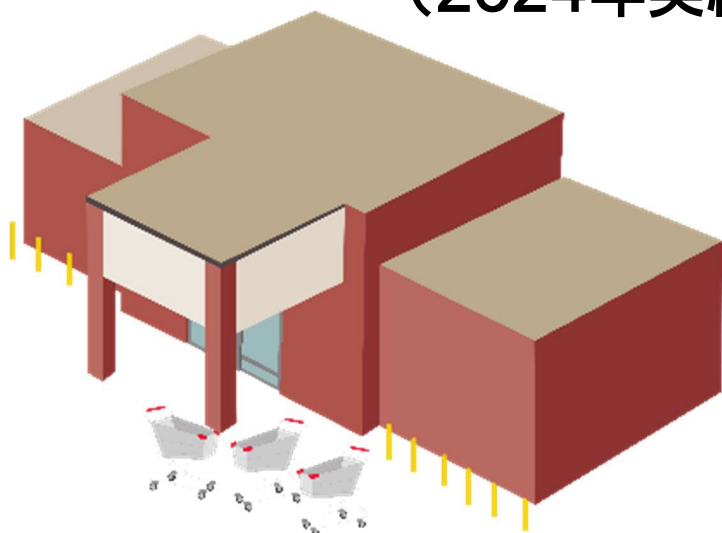
自由化による電力の流れ



- **初期導入費用なし、電気料金を削減。**※初年度の成功報酬のみ
- 地域電力会社と新電力のバックアップ契約により、**今まで通りの電力供給。**
※保守、体制すべて一緒（新電力会社への切り替えによる不利はございません）

地域電力、新電力交渉による電気料金コスト削減の実例

(2024年実績)



名古屋市 Aスーパー様
 5拠点 (中部電力→九州電力)
 年間電気代 高圧→高圧
 見直し前 40,586,200円
 見直し後 35,604,700円
 年間削減額 4,981,500円
 削減率 12.3%

※地域電力から地域電力に切替えた事例

大阪府 B部品製造業様
 工業用工場 (関西電力→S新電力)
 年間電気代 高圧→市場連動
 見直し前 63,421,830円
 見直し後 53,289,677円
 年間削減額 10,132,153円
 削減率 15.9%



※地域電力から新電力に切り替えた事例

電気料金削減よくある質問

Q 新電力会社って危ないのですか？

新電力会社は国の電気事業法で参入が認められた会社です。もし新電力会社が破綻しても送電がストップすることはありません。しかしながら、昨今の電力事情により価格面での訴求力は減少し、現在、削減メリットで選択肢になりうる新電力会社は数社のみとなっております。

Q 高圧契約以外も削減できますか？

高圧、特別高圧契約以外（低圧、動力、従量契約）でも削減することが可能です。また、使用量によっては高圧から低圧への契約変更により基本料金の削減も可能です。

Q どのように交渉すればよいのですか？

結論から申しますと会社が個別に各電力会社（地域電力、新電力）と交渉してベストな単価を獲得することは難しいです。交渉には電力利用時間や使用量、契約形態を精査し、各電力会社の価格特性を見抜き、営業担当ではなく上席決定権者と交渉する必要があります。

005075

名古屋市東区

電力株式会社

中電 太郎 様

担当窓口 電話番号
 ●●営業所 0120-XXX-XXX

電気料金請求書

平成 XX 年 11 月 4 日発行

毎度お引立ていただきありがとうございます。平成 XX 年 11 月分の電気料金を、下記のとおりご請求いたします。

ご請求金額 1073593 円

前請求額(前請求額) 79525 円

前請求額(前請求額) 79525 円

前請求額(前請求額) 79525 円

前請求額(前請求額) 79525 円

前請求額(前請求額) 79525 円

前請求額(前請求額) 79525 円

前請求額(前請求額) 79525 円

前請求額(前請求額) 79525 円

前請求額(前請求額) 79525 円

前請求額(前請求額) 79525 円

前請求額(前請求額) 79525 円

前請求額(前請求額) 79525 円

前請求額(前請求額) 79525 円

前請求額(前請求額) 79525 円

前請求額(前請求額) 79525 円

前請求額(前請求額) 79525 円

前請求額(前請求額) 79525 円

前請求額(前請求額) 79525 円

前請求額(前請求額) 79525 円

前請求額(前請求額) 79525 円

前請求額(前請求額) 79525 円

前請求額(前請求額) 79525 円

前請求額(前請求額) 79525 円

前請求額(前請求額) 79525 円

前請求額(前請求額) 79525 円

前請求額(前請求額) 79525 円

前請求額(前請求額) 79525 円

前請求額(前請求額) 79525 円

前請求額(前請求額) 79525 円

前請求額(前請求額) 79525 円

前請求額(前請求額) 79525 円

前請求額(前請求額) 79525 円

前請求額(前請求額) 79525 円

前請求額(前請求額) 79525 円

前請求額(前請求額) 79525 円

前請求額(前請求額) 79525 円

前請求額(前請求額) 79525 円

前請求額(前請求額) 79525 円

前請求額(前請求額) 79525 円

前請求額(前請求額) 79525 円

前請求額(前請求額) 79525 円

前請求額(前請求額) 79525 円

前請求額(前請求額) 79525 円

前請求額(前請求額) 79525 円

前請求額(前請求額) 79525 円

前請求額(前請求額) 79525 円

前請求額(前請求額) 79525 円

前請求額(前請求額) 79525 円

前請求額(前請求額) 79525 円

項 目	使 用 電 力 量	ご 請 求 金 額
基本料金	300 kW	411,789.30
電力料金	平日その他季 25,000 kWh	436,250.00
	平日夏季 14,000 kWh	204,540.00
電力料金 計	39,000 kWh	640,790.00
割引料金	契約継続割引額 (割引率14%)	82,357.9
燃料費調整額(内括)		25,740.00
再生エネルギー発電促進賦金		29,250.00

2. 契約の解除にご同意いただいたお客様は、上記の電料金を請求させていただきます。

ごあんない

お支払いがお客様の契約(契約日の翌日から5.00日)を過ぎた場合は、延滞利息(年利10%)を、お支払いされた日以後の料金とあわせてご請求させていただきます。

電気料金単価表(税込)

(円)

基本料金	161,486
KW	
1.3	
1.6	1,679
2.0	1,796
2.4	1,395
2.8	
3.2	
3.6	
4.0	
4.4	
4.8	
5.2	
5.6	
6.0	
6.4	
6.8	
7.2	
7.6	
8.0	
8.4	
8.8	
9.2	
9.6	
10.0	
10.4	
10.8	
11.2	
11.6	
12.0	
12.4	
12.8	
13.2	
13.6	
14.0	
14.4	
14.8	
15.2	
15.6	
16.0	
16.4	
16.8	
17.2	
17.6	
18.0	</

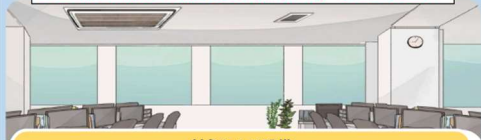
※各新電力会社と交渉後、約2～3週間で削減結果をレポートさせていただきます。

電気料金削減のポイント LEDと選択基準

LED照明は消費電力を大幅に削減することでできます。しかし、多くの会社はそのポイントを押さえずに導入、または検討しているケースがあります。すでにLEDを導入されている会社、これから導入を検討されている会社の重要事項は

- ① 工事費がかからないように交渉する
- ② 国内メーカー保証最長の10年を取得する
- ③ 購入コストに負担がある会社は割賦契約で購入する
- ④ 補助金、助成金を活用する

東京都産業労働局
ゼロエミッション化に向けた
省エネ設備導入・運用改善支援事業
省エネ設備の導入と運用改善の実践に係る経費の一部を補助します！



対象となる設備

- ◆省エネ設備の導入
高効率空調設備、LED照明設備、全熱交換器、高効率ボイラー、高効率変圧器、断熱窓など
- ◆運用改善の実践
BEMS、人感センサー等の導入、照明スイッチの細分化工事など

助成率・限度額

①事前に省エネ診断（クールネット東京が実施する省エネ診断または省エネコンサルティング）を受診し、この提案に基づき、省エネ設備の導入等を行う場合
⇒3分の2（上限2,500万円）

※事業所全体のCO₂排出量の削減見込みが50%以上の要件を満たす省エネ設備の導入については、4分の3（上限5,000万円）

省エネ診断
省エネ診断員がエネルギーの無駄を見つけ、具体的な省エネ対策を無料で提案します。

省エネコンサルティング
地球温暖化対策ビジネス事業者が専門的な強みを活かして脱炭素化に向けたコンサルティングを無料で実施します。

②事業者が自ら計画を作成し、省エネ効果の確認ができる省エネ設備の導入等を行う場合
⇒3分の2（上限1,000万円）

助成対象事業者
都内で中小規模事業所を所有又は使用している中小企業者等（画面参照）

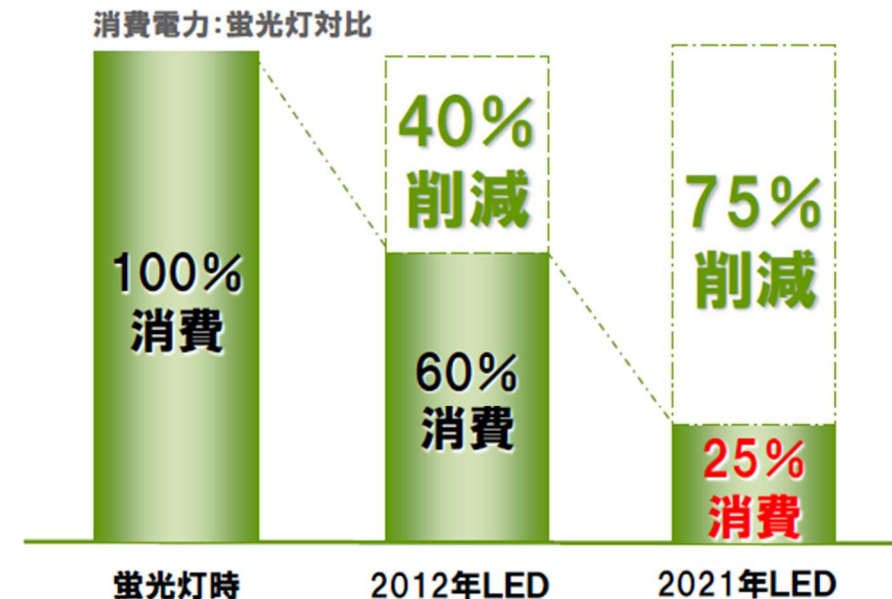
① 電気料金の削減効果

従来の蛍光灯や白熱球に比べて、**約1/4にコスト削減**が可能です。

② 球切れ交換コストの削減

蛍光灯：8,000時間 白熱球：3,000時間、といった低寿命から、40,000時間という長寿命に生まれ変わります。

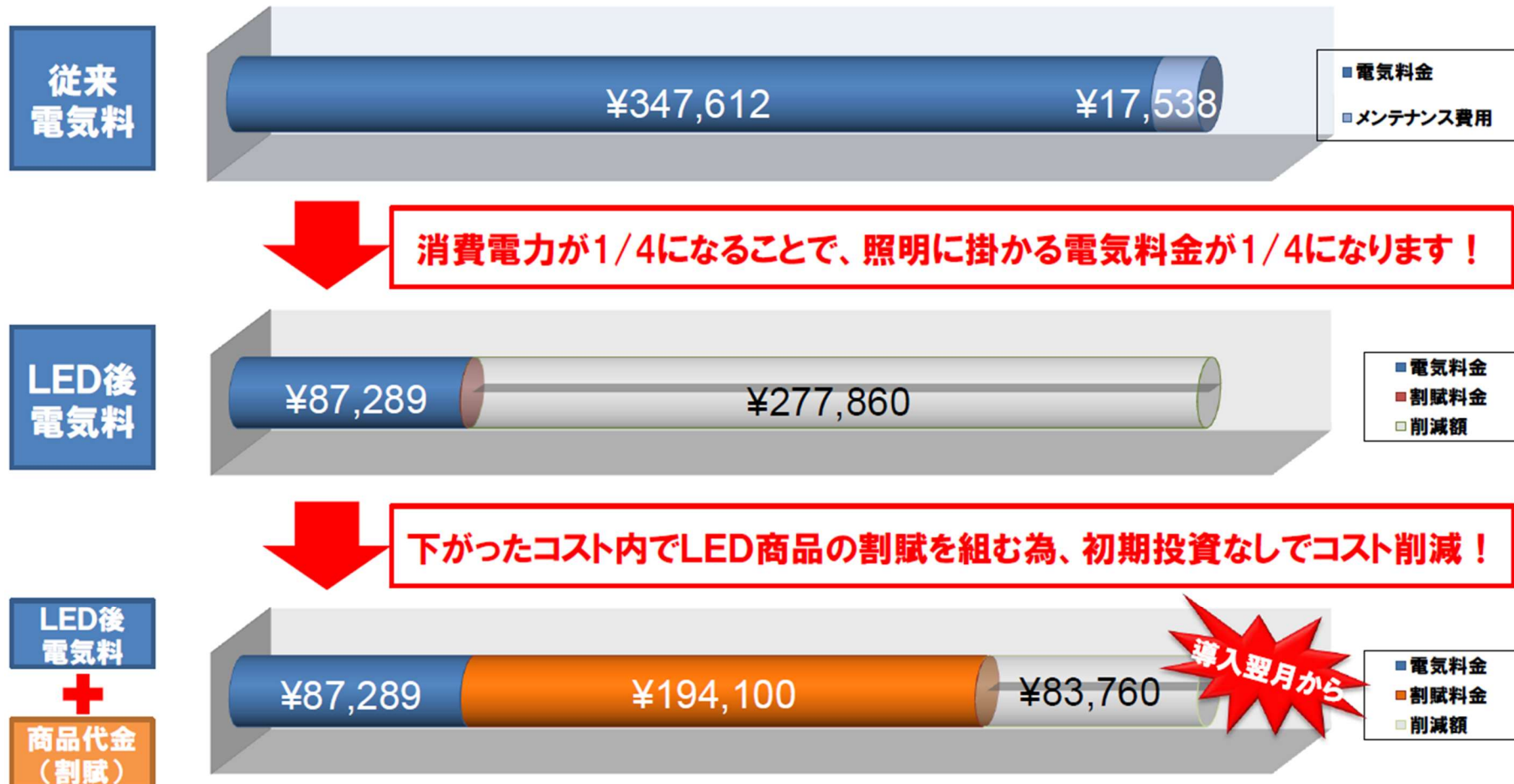
- ・追加購入のコストや手間の削減
- ・交換回数が減ることでの人的コストの削減 に繋がります。



電気料金削減のポイント LED設備投資の新常識

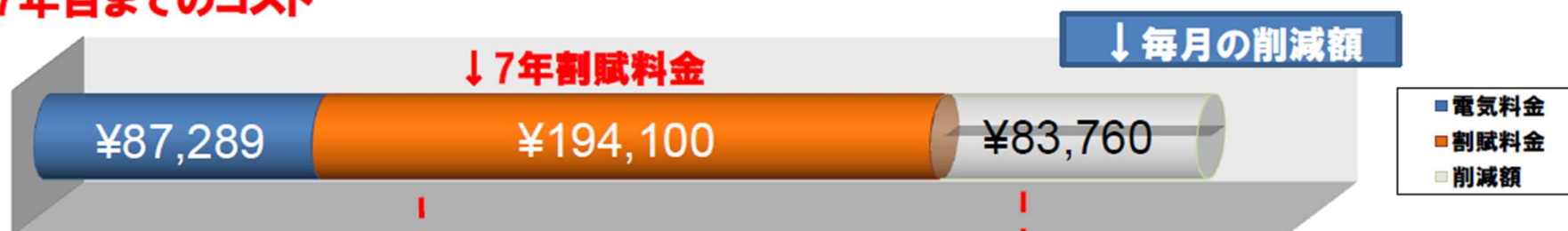
LED導入と切替は削減できる電気代で割賦契約することでキャッシュフローを変えずに大きな削減を実現することが可能です。（すでに導入済み企業も含む）

40W蛍光灯:1000本・30.5日/月点灯・11.5時間/日点灯・基本料金:1684.8円 電気単価17.22円/kWh
※上記内容で7年割賦契約をした場合の試算になります。

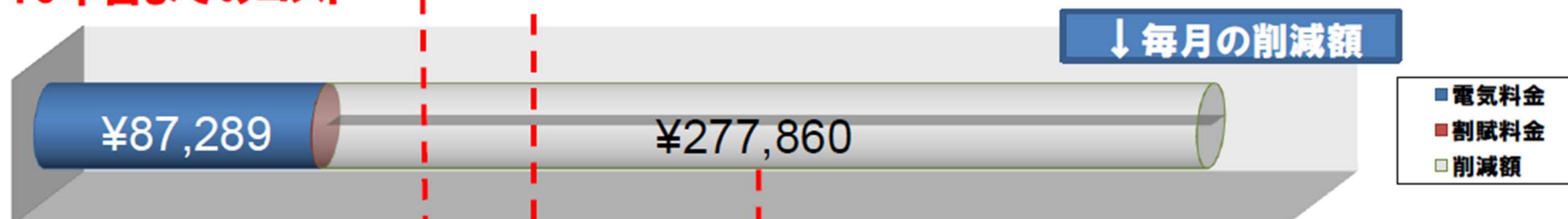


電気料金削減のポイント LED設備投資の新常識 (10年保守契約)

導入～7年目までのコスト



8年目～10年目までのコスト



割賦期間は7年間の為、割賦終了後
8年目～10年目は大幅な削減が可能！

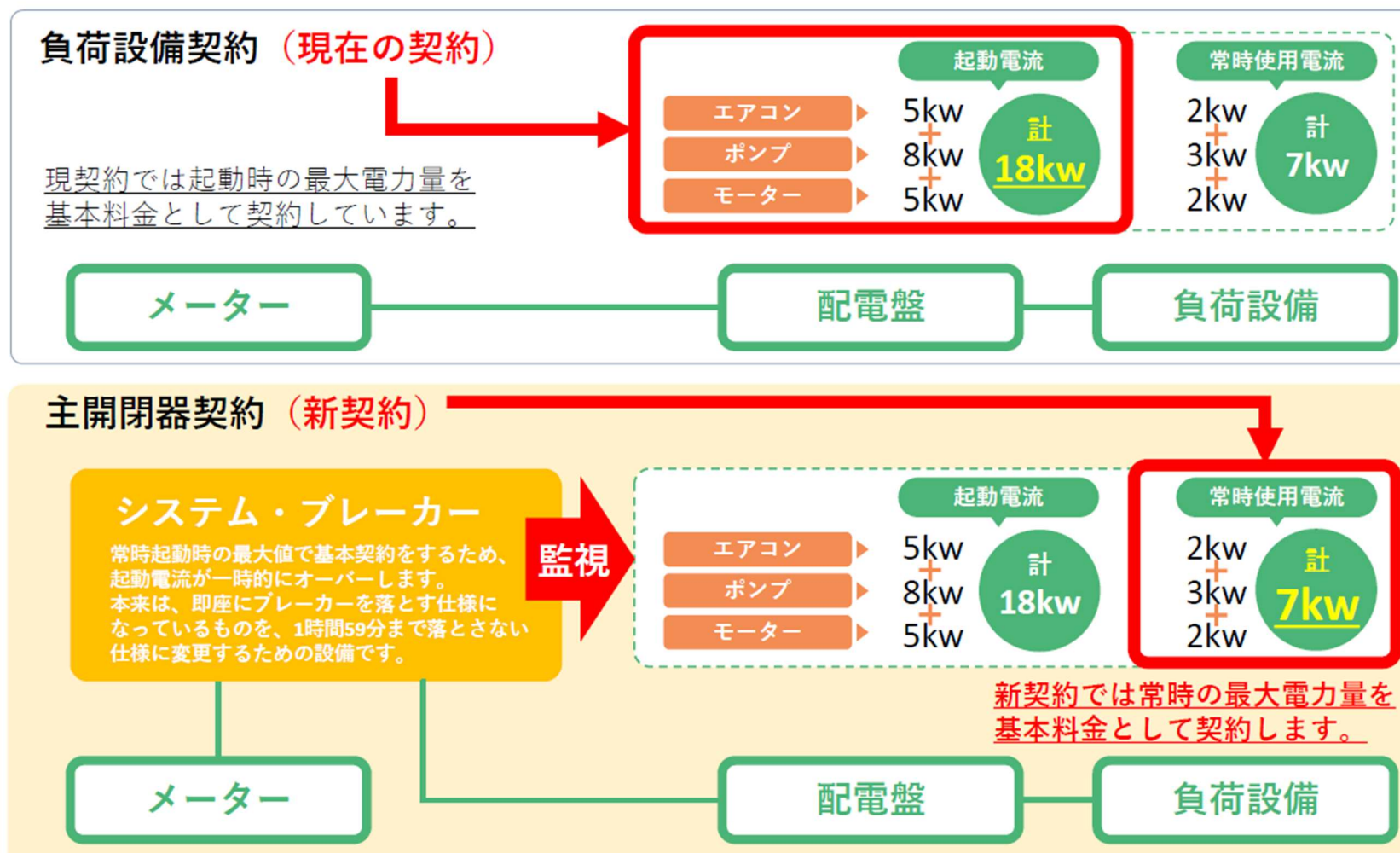
割賦料金	削減額(割賦開始～7年)	削減額(8～10年目)	10年間削減額
¥194,100	¥83,760/月 (¥7,035,840/7年)	¥277,860/月 (¥10,002,960/3年)	¥17,038,800

※10年以内に球切れした場合、保守対応で新しいLEDが無償提供され、向こう10年間で更に削減できる金額は33,343,200円になります。

電気料金削減のポイント システムブレーカー

システムブレーカーとは、電力会社と低圧電力契約（50kw未満の契約）の企業や工場向けに、起動負荷設備契約を補完するために開発されたブレーカーです。

■システム・ブレーカーの役割（イメージ）



電気料金削減のポイント システムブレーカー

システム・ブレーカーの設置により、基本料金が大幅に削減！

システム・ブレーカー設置前

いつも電気をご利用いただきありがとうございます。 電気ご使用量のお知らせ	
関笑子リース 様	
お客様番号	00-000-00-00-00-0000
ご使用場所	花沢市大字六沢 276-3
契約種別・容量	低電圧 30kw
XX年 X月分のご使用内容 (ご使用期間 XX月XX日～XX月XX日 ご使用日数 XX日)	
ご使用量	214KWh
上記内訳	他季 214KWh
力率	90%
計器番号	144
当月指示数	02607
前月指示数	02393
差引使用量	214
供給地点特定番号: 00-0000-0000-0000-0000	
ご請求予定額	38,442円
別途支払票をお送りいたします。	
支払期日	X月X日
上記料金内訳	※電数総量で一致しない場合があります。
基本料金	35,379円90銭
他季電力量料金	3,045円22銭

1 基本料金容量
 $30\text{kw} \times @1179.9 =$
35,397円
 基本料金 (税込)

2 電気使用量
 $@14.23 \times 214 =$
3,045.23円
 使用料金 (税込)

3 電気料金の合計金額
 基本容量 + 電気使用量 =
38,442円
 月額の支払金額 (税込)

システム・ブレーカー設置後

いつも電気をご利用いただきありがとうございます。 電気ご使用量のお知らせ	
関笑子リース 様	
お客様番号	00-000-00-00-00-0000
ご使用場所	花沢市大字六沢 276-3
契約種別・容量	低電圧 10kw
XX年 X月分のご使用内容 (ご使用期間 XX月XX日～XX月XX日 ご使用日数 XX日)	
ご使用量	214KWh
上記内訳	他季 214KWh
力率	90%
計器番号	144
当月指示数	02607
前月指示数	02393
差引使用量	214
供給地点特定番号: 00-0000-0000-0000-0000	
ご請求予定額	14,844円
別途支払票をお送りいたします。	
支払期日	X月X日
上記料金内訳	※電数総量で一致しない場合があります。
基本料金	11,799円90銭
他季電力量料金	3,045円22銭

1 基本料金容量
 $10\text{kw} \times @1179.9 =$
11,799円
 基本料金 (税込)

2 電気使用量
 $@14.23 \times 214 =$
3,045.23円
 使用料金 (税込)

3 電気料金の合計金額
 基本容量 + 電気使用量 =
14,844円
 月額の支払金額 (税込)

1
 設置前の基本料金
 30kw 35,397円

1
 設置後の基本料金
 10kw 11,799円

月額料金の差額
23,598円

年間削減金額
283,176円

削減金額

起動負荷設備を補完することで**基本契約料金を抑えることができ、電気料金コスト削減が可能です。**設備投資費用ゼロで導入でき、電気料金削減金額からレンタル代を捻出します。

月々のレンタル代
6割

お客様利益
4割

電気料金削減のポイント 業務用空調のエコ化

業務用エアコンの冷媒技術は熱効率性能、環境負荷等あらゆる角度から見直されており、**10年以上継続利用されている事業所はその機能や性能、電気代、修理コストなど様々な面での負担が増大しています。**※メーカー直接交渉による共同購買により最安値で最新の空調設備投資が可能（補助金と合わせてご提案）

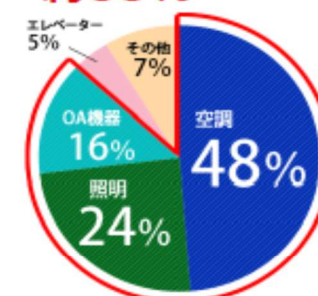
消費電力
3割～7割削減



Co2排出量
3割～7割削減



電力消費量
空調＋照明＋OA機器
⇒ 約88%



出典：資源エネルギー庁推計

・ここまで下がる！業務用エアコンの電気代!!（例）

馬力	最新省エネエアコン	10年以上前定速機	電気代年間差額
2馬力	¥25,100	¥67,900	¥42,800
3馬力	¥45,700	¥119,500	¥73,800
4馬力	¥55,700	¥156,700	¥101,000
6馬力	¥95,800	¥216,300	¥120,500
4馬力ツイン	¥55,800	¥158,500	¥102,700
6馬力ツイン	¥92,500	¥217,000	¥124,500

※算出条件

算出機種：天井埋め込みカセット型 / 所在地：関西 / 建物条件：テナント店舗（飲食店）
空調運転月：冷房5月～10月、暖房11月～4月 / 空調運転日数：31日 / 空調運転時間：8時～21時

電気料金削減のポイント キュービクル保守点検

法令で義務付けられたキュービクル（高圧受変電設備）保安点検を24時間監視装置を導入することによって常にキュービクルを監視し、低価格で安心・安全な保安点検サービスをご提供、**最大で40%のコストを削減**することが可能。

（保安点検時に技術者は不具合箇所の指摘を行います。実際には報告書上での報告のみで担当者に伝わっていない場合もあります。各技術者の報告書を専門スタッフが再度見直し、緊急度合いに応じてお客様へしっかりと危険箇所及びその危険性などを指摘し仕組化によって質を向上、且つコストを削減します。）

現状

月次点検

年次点検

※法令で定められた点検

毎月の点検だけでは、キュービクル点検後に漏電が起こった際、そのまま気づかず次点検まで何日も放置され火災事故に繋がる可能性があります。

変更後

隔月点検

年次点検



絶縁監視

トランス
温度監視

停電監視

24時間監視センターで管理することにより法令で定められた月次点検を隔月点検に変更することが可能

※オプションでデマンド監視装置を導入することが可能です。



24時間リアルタイム
で異常を検知！



キュービクル

異常通知



24時間監視センター

出動要請



電気管理技術者

24時間監視システムと確かな技術者による万全な保守保安体制を実現

エレベーター保守管理料削減のポイント

エレベーター機器は三菱ビルテクノサービス・日立ビルシステム・東芝エレベータのメーカー3社が市場におけるシェアの大部分を占めています。保守業務に関しても、**エレベーターを設置したメーカー系の保守企業がそのまま保守業務を受託する 경우가一般的**です。

エレベーター保守費は契約形態（POG契約及びフルメンテナンス契約）や付加条件（遠隔監視、停止回数や速度、積載量）などにより、適正価格が異なってきます。そのため、**それぞれのエレベーターの契約形態や付加条件から適正価格を割り出すことがコスト削減のポイント**となります。また、メーカー系の保守企業は、開発コストや機器の倉庫代などの負担により、一般的には独立系の保守企業よりも適正価格が高くなる傾向にあるため、場合によっては**独立系の保守企業へ切替を検討することも選択肢の一つ**となります。

ただし、独立系だから単純にコストが下がるわけではないので**仕様書の作成、交渉が重要**になります。※すでに独立系に切り替えた会社も含む



三菱電機ビルテクノサービス株式会社



※メーカー直、メーカー子会社の保守から見直した場合、平均で**約32%**のコストダウンがはかれました。

事務費、消費材コスト削減のポイント コピー機と用紙

見積書の作成や社内の書類作成に必要なものがデジタル複合機（コピー機）です。
コピー機のコスト削減のポイントは2点。本体価格の削減（買取り、リース含む）と印刷単価の削減です。特に**印刷単価は毎回刷った分がずっとランニングコストになるため、白黒とカラーの契約単価をいかに引き下げるかが重要**となります。削減目安は**白黒@0.8円以下、カラー@8円以下**です。

1か月分の利用請求書、リースの場合はリース契約書を合わせてご用意下さい。 契約内容を分析し最適な条件を各メーカーと直接交渉し最大割引をご提示致します。
コピー用紙はA4の5000枚が1箱2,850円（税込）以上の場合削減可

請 求 書			
〒 102-8578 東京都千代田区新田橋2-18-4			
株式会社 ○○○○ 御中			
0100000000001			
株式会社 大塚商会 お客様コード 請求 № 2000000001 010000000001		お問い合わせ先 お問い合わせ先 請求管理センター Tel: 03-5555-5555 Fax: 03-5555-5555	
平成14年 1月25日締		平成14年 2月末日支払予定	
お振込の際はお手数ですが、下記の取引銀行口座をお願いします。			
銀行名: 三井住友銀行 店名: 八王子支店 口座: 普通預金 No. 38888888 名義人: 株式会社大塚商会			
号 別 明 細 書 表 (内消費税等: 763)			
ご契約一台の場合			
品名・規格	数量	単価	金額
1/18 EA0000001 機種名・機種番号 (リース会社)の代行請求 Image Neo C86 000001			19264
消費税等			763
税 込 合 計			18027
ご契約複数台の場合			
品名・規格	数量	単価	金額
1/18 EA0000001 機種名・機種番号 (リース会社)の代行請求 Neo 350-8 000001 (SET B000)			14924
消費税等			718
1/18 EA0000002 パフォーマンスチャージ (株式会社)の代行請求 Neo 350-8 000002			6500
消費税等			325
1/18 EA0000003 パフォーマンスチャージ (株式会社)の代行請求 Neo 350-Dシリーズ 000003 (SET B000)			14282
消費税等			718
税 込 合 計			36840

リース契約書	
株式会社 A (以下「甲」という) と、株式会社 B (以下「乙」という) は、以下のとおりリース契約 (以下「本契約」という) を締結する。	
(目的)	
第1条 甲は、乙の指定する別紙記載の機材 (以下「本機材」という) から、乙が指定する別紙記載の機材 (以下「本機材」という) を購入し、これを乙に対して賃貸する。	
(リース期間)	
第2条 本機材のリース期間 (以下「本リース期間」という) は、本機材の搬入日から〇年〇月〇日とする。	
第3条 甲および乙は、本リース期間中、特約の定めのない限り、本契約を解約することができる。	
(リース料)	
第4条 本機材のリース料は月額〇〇円とし、乙は、毎月末日翌月分を、甲が指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。	
(物件の納入および検収)	
第5条 本機材は、本機材主から乙が指定する場所に納入されるものとし、乙は、本機材主から本機材の納入を受けたとき、直ちに、本機材の品名につき検収を行い、検収がないことを確認したときは、搬入日を記載した搬入証を甲に交付するものとする。当該搬入証に記載された搬入日を第2条第1項における本機材の搬入日とする。	
第6条 前項の検収の結果、本機材に瑕疵があったときは、乙は、直ちにこれを甲に書面で通知し、乙は、本機材主との間でこれを解決したのち、搬入証を甲に交付する。	
(物件の瑕疵等)	
第7条 本機材の引渡し後、もしくは不備になったとき、または本機材に前条第1項の検収により発見された瑕疵が見つかったときは、甲はその責任を負わない。ただし、甲の故意または重大な過失による場合は、この限りではない。	
第8条 前項の場合、乙は、本機材主との間で物件の瑕疵、交換または損害賠償などの問題を解決するものとし、甲は、これに協力するものとする。	
(物件の使用・管理)	
第9条 乙は、本機材を別紙記載の場所において使用し、甲の同意がない限り、移転してはならない。	
第10条 乙は、法令などを遵守し、善良な管理者の注意をもって、業務のために通常の用法にしたがって本機材を使用・管理しなければならない。	
第11条 本機材の修理については、乙が自らの費用において行われなければならない。	



電気料金コスト削減のまとめ

- ① 2024年、直近においても地域電力会社と新電力会社を比較交渉することで大きく電気料金削減ができる可能性があります。
- ② すでにコロナ禍で地域電力会社との契約を維持、戻された企業においても専門家が御社の代理となって全国の各電力会社と直接交渉しますので更なる削減の可能性があります。
- ③ 電気料金のコスト削減を目的とする場合、LED化、空調、キュービクルやエレベーターの保守点検、電気保安協会の見直しも同時に行うことでより多くの削減が可能です。初期コスト無しでLEDを導入、切り替える新しい方法があります。
- ④ 電気料金請求書コピーを12か月分頂くことで約2～3週間で削減結果をレポートします。
※③も含め総合的に電力コストを削減支援致します。

ガス料金削減のポイントとまとめ 価格調査と交渉

1. プロパンガスのコスト構造

プロパンガスのコスト構造は小売価格＋卸売＋輸入元売＋輸入価格にて構成されておりますが、価格の構成比としては、小売価格が全体の65%以上を占めております。また、小売価格は人件費・配送費・減価償却費・保安経費・集金検針費・メーター経費、一般管理費等に構成されています。

2. プロパンガスの業界について

プロパンガス業界は価格の不透明さによる『価格の高値安定』を続けてきた業界です。プロパンガス料金は、競争環境が不十分な都市ガスとは異なり、法律改正に伴い自由競争が可能な業界になりました。

3. プロパンガスのコスト削減のポイント

プロパンガスは地域によっても価格が異なるため、各地域における最安値をベンチマーク単価とし、削減のポイントをおさえた上で、交渉することで大きな削減を実現することが可能です。請求書明細を基にエリア価格を調査、エネルギー市場の動向や卸売値を推測し販売店と直接交渉。最大限の削減額を実現いたします。

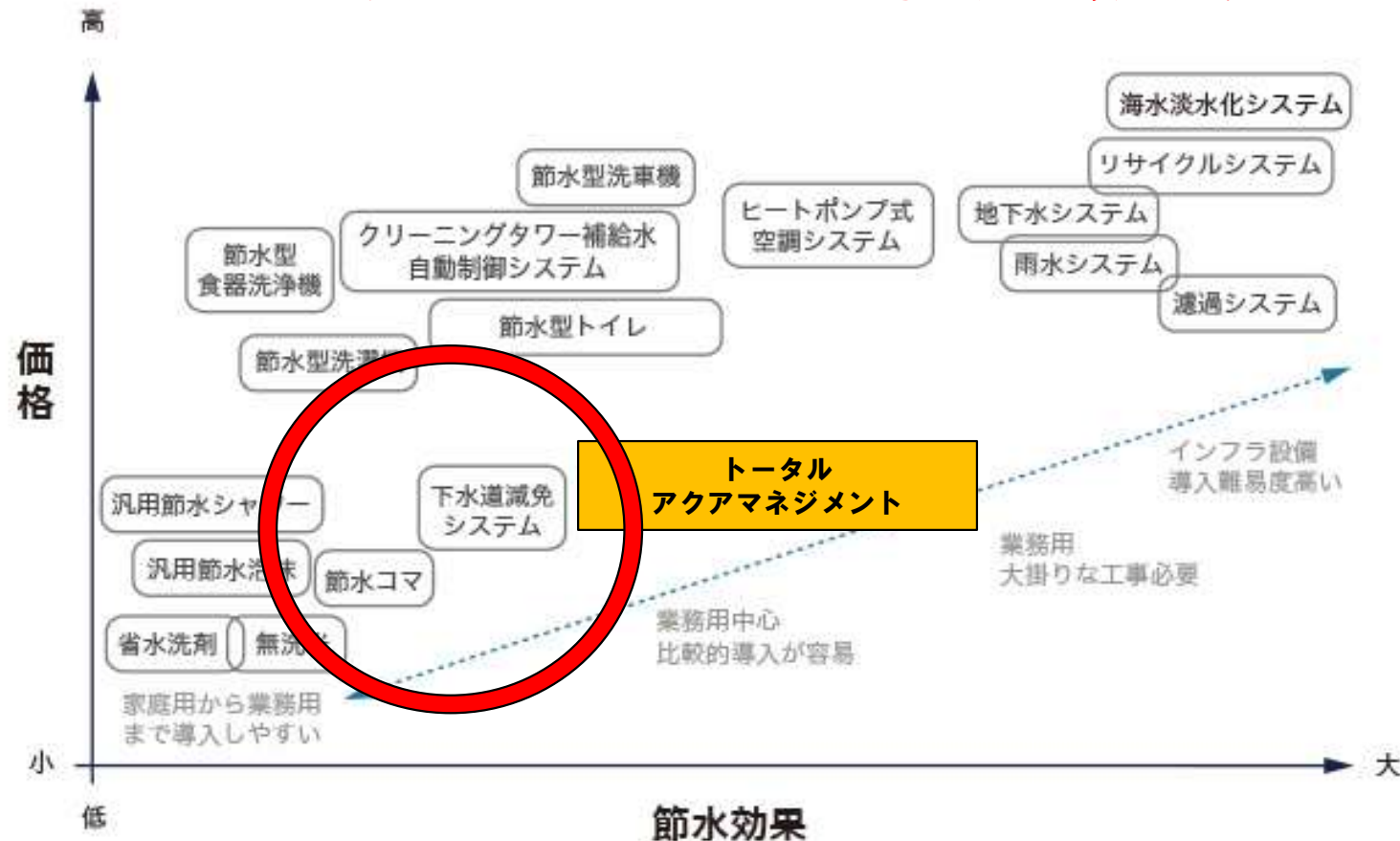


**平均 8～27% の削減
を実現しております**

※必要書類は直近の請求書
※工業用、医療用ガスも対応可

水道料金削減のポイント 節水コマと下水道減免

大規模で高コストな設備投資を伴わず、**軽微、低コストで比較的大きな水道代の削減効果を得ることができる手段が節水コマと下水の減免です。**節水コマは、水道のコマの中央部に突起が付いた形状となっており、突起が流出しようとする水流を阻害し、**栓開時の流出量を15～35%程度抑えることができます。**下水の減免は、通常上下水道料金は同料の請求を受けているが、実際ボイラーや給食などで**下水利用がイーブンでない場合、差額を免除してもらええる制度**です。



※節水コマの選択基準

- ① 1分あたりの節水量
- ② 1㎡あたりの水圧
- ③ ペイまでの期間が1年未満のもの

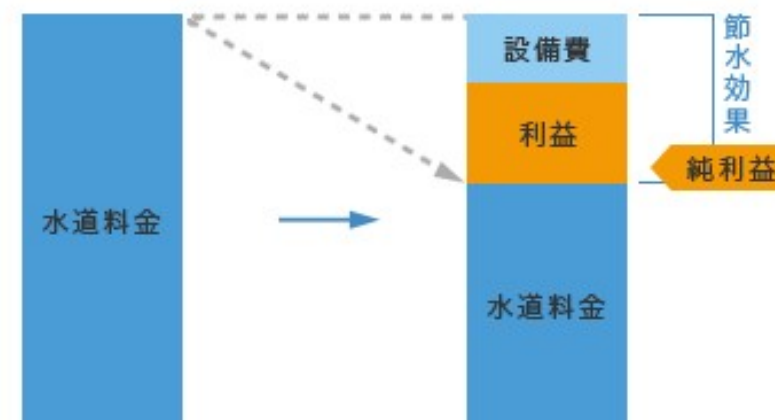
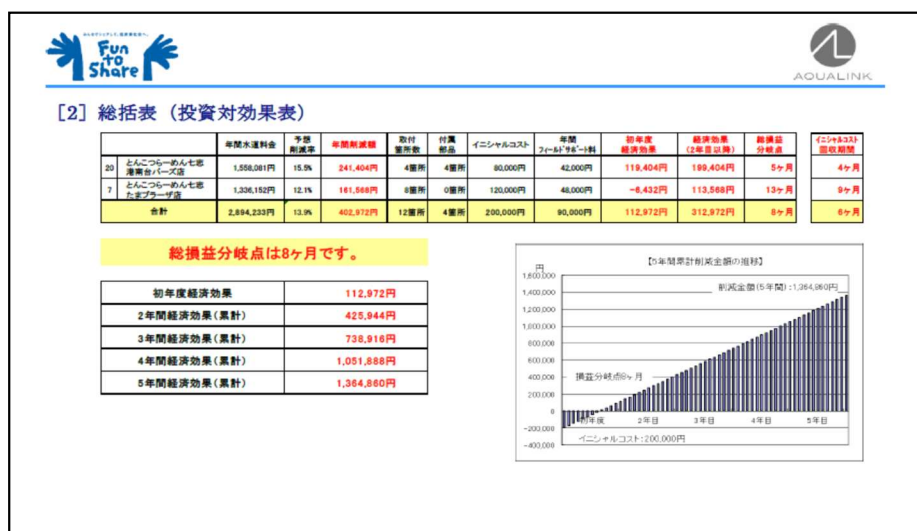
※実際に水量、水圧を比較、調査してレポートします

※下水の減免のポイント

- ① 下水利用実態の把握
- ② 水道メーターの選定
- ③ 役所との交渉

水道料金削減のまとめ 節水コマと下水道減免

- ①上水道と下水道の利用に差がある場合、役所との交渉で下水料金は排水した分だけ支払う制度（下水減免）が使える場合があります。
- ②節水コマを導入することでかなりの節水効果が期待できます。水压を下げずに水量を抑える新しい技術です。すでに節水コマを導入されている企業も更に節水効果をご提案できる可能性があります。
- ③実地調査と削減シミュレーションが無料でお受け頂けます。



車両費、燃料費コスト削減のポイント ガソリン、軽油

営業で車を多く利用する場合、**全国協同組合の燃料カードを活用することでガソリン代、軽油代のコスト削減が可能です。**※従業員福利厚生可
また、すでにコーポレートカードをお持ちの場合や協同組合に加入されている場合でも、**割引率や管理料に差が生じるため、利用実績に応じて組合を選定し交渉することがガソリン代、軽油代コスト削減の重要なポイント**になります。請求書と利用実績を分析し最適な条件を交渉し最大割引をご提示致します。

期間	レギュラー		ハイオク		軽油	
	税抜	税込	税抜	税込	税抜	税込
2023.10	142.7	156.9	152.7	167.9	123.5	132.6
2023.11	145.3	159.8	155.3	170.8	126.1	135.5
2023.12	148.4	163.2	158.4	174.2	129.2	138.9

※東京都平均価格推移2023年

<ガソリン>	<軽油>
10月 179.1円	159.7円
11月 175.6円	156.1円
12月 175.0円	155.5円

協同組合の燃料カードの特徴・メリット

1. クレジット審査がないので発行しやすい
2. 年会費・カード発行手数料が永年無料
3. 従業員にその都度、現金を渡さなくてよい
4. 必要枚数、複数枚、申込できる
5. 利用明細で一括管理
6. 全国のエネオス、出光、宇佐美のガソリンスタンドで利用可能
7. 全国統一価格。どこのガソリンスタンドで給油しても同じ金額
8. 支払い、後払い方式



車両費、燃料費コスト削減のポイント②ETC

営業で高速道路、有料道路を多く利用する場合、**全国協同組合を活用してETC利用料金のコスト削減が可能**です。（クレジットカードのETCよりも多くの割引が適用されます）

また、すでに協同組合に加入されている場合でも、**組合により割引率や組合費、管理料に差が生じるため、利用実績に応じて組合を選定し交渉することがETCコスト削減の重要なポイント**になります。請求書と利用実績を分析し最適な条件を交渉し最大割引をご提示致します。

**ETCカードを入れ替えるだけで
毎月大幅に経費削減できるかも!?**



**管理費・手数料・保証金など
ムダな支払いありませんか？**

**NEXCO
東/中/西日本なら**

最大
40% OFF

**首都高・
阪神高速で**

最大
20% OFF



- ①ガソリンや軽油の燃料費、ETCの利用料は全国協同組合を活用して現行よりコストが削減ができる可能性があります。
- ②すでにコーポレートカードや協同組合を利用されていても、各社割引率や単価、組合費や管理料などが異なるため、利用実績に応じた組合の選定でより削減が図れる場合があります。
- ③ガソリン、軽油、ETCの請求書や領収書のコピーを1か月分ご用意下さい。専門家が分析し、全国の協同組合と交渉して約2～3週間で削減結果をレポートします。（単価や数量、区間が記載しているもの）

[illegible]

※灯油や重油も削減可能



固定資産税、テナント賃料削減のポイント

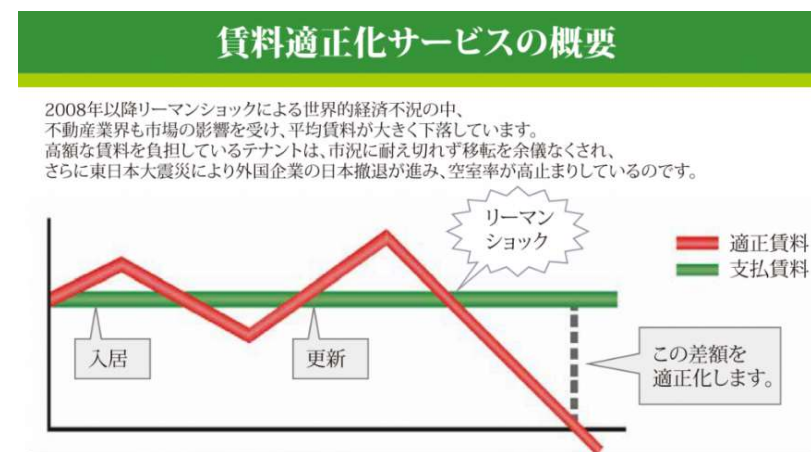
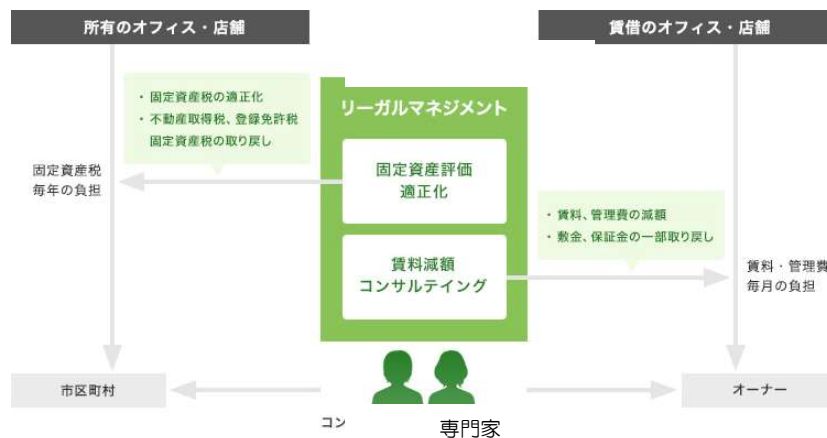
固定資産税額は、土地・家屋一件ごとに役所が算定する課税標準額に所定の税率を掛け合わせることで決定・通知されます。申告が不要である反面、所有者側が、具体的にどのように評価算定がなされたのかを確認、検証することは容易ではありません。

通常、不動産の評価を行うためには**建築士資格や不動産鑑定士資格等の専門的知識が必要**となります。たとえば建屋の場合、使用されている部材一つひとつの種別、単価、あるいは建物自体の形状や構造等を正しく把握する必要があります。

しかし、実際に評価算定を行う役所の職員がそのような専門性を必ずしも有しているわけではなく、**正しい評価算定を行う事は非常に難しく、正確な固定資産税になっていない場合が多く見られます。固定資産税評価の誤りが認められた場合は、当年度以降の税減額と併せて過去の過徴収に対する還付が行われる可能性があります（各地方自治体の規定により最大20年）。**

地方税法や固定資産評価基準を熟知した専門家が土地、建物、償却資産を再評価します。再評価を根拠材料に**地方自治体に対して適正な評価と課税への是正を促し、将来に亘っての固定資産税の軽減と併せて過誤納付金の還付を得ることが可能**です。

また、**テナント賃料、家賃**におきましても不動産鑑定士の調査により家賃相場や物件価格における査定賃料を算出し、**適正価格への交渉、改定を行うことでテナント賃料の減額を実現**いたします。



各種助成金、補助金の診断と申請支援

全国で使える最新の補助金、助成金を診断、また申請の実務をサポート。

事業の再構築に挑戦する皆様へ

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための
企業の思い切った事業再構築を支援
(令和2年度3次補正予算 中小企業等事業再構築促進事業)

第3回公募から新しい類型が新設されました！

対象

新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、以下の要件をすべて満たす中小企業等の挑戦を支援します！

必須申請要件

- (a) 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年1～3月）の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少しており、(b) 2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して5%以上減少していること。
※上記を満たさない場合には、次の項目を満たすことでも申請可能。
(a') 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計付加価値額が、コロナ以前の同3か月の合計付加価値額と比較して15%以上減少していること。
(b') 2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計付加価値額が、コロナ以前の同3か月の合計付加価値額と比較して7.5%以上減少していること。
- 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む。
- 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。

中小企業

通常枠 補助額 100万円～従業員数に応じて8,000万円
補助率 2/3 (6,000万円超は1/2)

卒業枠* 補助額 6,000万円超～1億円 補助率 2/3

*卒業枠：400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業者等から中堅・大企業等へ成長する事業者向けの特別枠。
※中小企業の範囲は、中小企業基本法と同様。

中堅企業

通常枠 補助額 100万円～従業員数に応じて8,000万円
補助率 1/2 (4,000万円超は1/3)

グローバルV字回復枠** 補助額 8,000万円超～1億円 補助率 1/2

**グローバルV字回復枠：100社限定。大きな成長を目指す中堅企業向けの特別枠。

経済産業省 中小企業庁

(事業主の方へ)

I 雇用関係助成金のご案内

雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上などに、ぜひ、ご活用ください。

受給対象となる事業主（事業主団体を含む）

- 雇用保険適用事業所の事業主
- 期間内に申請を行う事業主
- 支給のための審査に協力する事業主

審査への協力の具体例

- ・審査に必要な書類を整備・保管する。
- ・都道府県労働局・ハローワーク（都道府県労働局求職者雇用支援機構）から書類の提出を求められたら応じる。
- ・都道府県労働局・ハローワーク（独）高給・障害・求職者雇用支援機構の実地調査に応じる。

実際に助成金を受給するためには、各助成金の個別の要件も満たす必要があります。

支給申請期間

- 助成金の支給申請期間は、原則申請が可能となった日から2か月以内です。

中小企業事業主等の範囲

○雇用関係助成金における「中小企業事業主」の範囲は、以下のとおりです。

	資本金の額・出資の総額	常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	また 100人以下
卸売業	1億円以下	また 100人以下
その他の業種	3億円以下	また 300人以下

※医療法人などで資本金・出資金を有している事業主についても、上記の表の「資本金の額・出資の総額」または「常時雇用する労働者の数」により判定します。

○ただし、以下の助成金については、範囲が異なります。

＜人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）＞

上記の表に加えて、以下の表の「資本金の額・出資の総額」か「常時雇用する労働者の数」のいずれかを満たす企業等も「中小企業者」に該当

	資本金の額・出資の総額	常時雇用する労働者の数
ゴム製品製造業※	3億円以下	また 900人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	また 300人以下
旅館業	5,000万円以下	また 200人以下

※自動車・航空機用のタイヤ、チューブ製造業や工業用ベルト製造業を除く。

＜特定求職者雇用開発助成金（障害者初回雇用コース）、両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）＞

業種や資本金の額・出資の総額にかかわらず、常時雇用する労働者の数が300人以下

3

社会保険料削減のポイント(役員、従業員)

役員、従業員それぞれの社会保険料の適正化と削減をサポート。

年収を変えずに社会保険料を削減する方法をご存知ですか？

役員社会保険料削減サポート

～個人と法人の社会保険料を正しく削減する最新方法のご案内～

法人の役員の方は月々の報酬額が高額なため、社会保険料のご負担が大きい傾向にあります。また、現行の制度では70歳まで支払い義務があり、60歳以降も一定の報酬を受け取るなど年金が削減する仕組みになっております。

Check! 今すぐチェック!

ひとつでも該当すれば、**削減の可能性大!**

60歳未満の役員の方で毎月の役員報酬額が**40万円以上**受け取っている方
60歳以上の役員の方で毎月の役員報酬額が**28万円以上**受け取っている方
65歳以上の役員の方で毎月の役員報酬額が**47万円以上**受け取っている方

役員社会保険料削減サポートとは

年収を変えずに月給報酬の支払方法を変更することで法人、個人の社会保険料負担額を軽減できる現行制度に沿った方法です。また、60歳以降の役員の方は在職者年金の比例年金が一定以上の報酬があると消滅してしまいますが、この新しい役員報酬の支給方法により年収を落とさずに社会保険料負担を削減し、年金を復活(全額受給)することが出来ます。

※この減半支給方法は支払い義務が免除にわたるため、早めの取り組みが大きな社会負担の軽減につながります。

報酬別社会保険料額と在職者年金の仕組み

報酬額(円)	社会保険料額(円)	在職者年金(円)
0	0	0
100,000	10,000	0
200,000	20,000	0
300,000	30,000	0
400,000	40,000	0
500,000	50,000	0
600,000	60,000	0
700,000	70,000	0
800,000	80,000	0
900,000	90,000	0
1,000,000	100,000	0
1,100,000	110,000	0
1,200,000	120,000	0
1,300,000	130,000	0
1,400,000	140,000	0
1,500,000	150,000	0
1,600,000	160,000	0
1,700,000	170,000	0
1,800,000	180,000	0
1,900,000	190,000	0
2,000,000	200,000	0
2,100,000	210,000	0
2,200,000	220,000	0
2,300,000	230,000	0
2,400,000	240,000	0
2,500,000	250,000	0
2,600,000	260,000	0
2,700,000	270,000	0
2,800,000	280,000	0
2,900,000	290,000	0
3,000,000	300,000	0
3,100,000	310,000	0
3,200,000	320,000	0
3,300,000	330,000	0
3,400,000	340,000	0
3,500,000	350,000	0
3,600,000	360,000	0
3,700,000	370,000	0
3,800,000	380,000	0
3,900,000	390,000	0
4,000,000	400,000	0
4,100,000	410,000	0
4,200,000	420,000	0
4,300,000	430,000	0
4,400,000	440,000	0
4,500,000	450,000	0
4,600,000	460,000	0
4,700,000	470,000	0
4,800,000	480,000	0
4,900,000	490,000	0
5,000,000	500,000	0
5,100,000	510,000	0
5,200,000	520,000	0
5,300,000	530,000	0
5,400,000	540,000	0
5,500,000	550,000	0
5,600,000	560,000	0
5,700,000	570,000	0
5,800,000	580,000	0
5,900,000	590,000	0
6,000,000	600,000	0
6,100,000	610,000	0
6,200,000	620,000	0
6,300,000	630,000	0
6,400,000	640,000	0
6,500,000	650,000	0
6,600,000	660,000	0
6,700,000	670,000	0
6,800,000	680,000	0
6,900,000	690,000	0
7,000,000	700,000	0
7,100,000	710,000	0
7,200,000	720,000	0
7,300,000	730,000	0
7,400,000	740,000	0
7,500,000	750,000	0
7,600,000	760,000	0
7,700,000	770,000	0
7,800,000	780,000	0
7,900,000	790,000	0
8,000,000	800,000	0
8,100,000	810,000	0
8,200,000	820,000	0
8,300,000	830,000	0
8,400,000	840,000	0
8,500,000	850,000	0
8,600,000	860,000	0
8,700,000	870,000	0
8,800,000	880,000	0
8,900,000	890,000	0
9,000,000	900,000	0
9,100,000	910,000	0
9,200,000	920,000	0
9,300,000	930,000	0
9,400,000	940,000	0
9,500,000	950,000	0
9,600,000	960,000	0
9,700,000	970,000	0
9,800,000	980,000	0
9,900,000	990,000	0
10,000,000	1,000,000	0

報酬額(円)	社会保険料額(円)	在職者年金(円)
0	0	0
100,000	10,000	0
200,000	20,000	0
300,000	30,000	0
400,000	40,000	0
500,000	50,000	0
600,000	60,000	0
700,000	70,000	0
800,000	80,000	0
900,000	90,000	0
1,000,000	100,000	0
1,100,000	110,000	0
1,200,000	120,000	0
1,300,000	130,000	0
1,400,000	140,000	0
1,500,000	150,000	0
1,600,000	160,000	0
1,700,000	170,000	0
1,800,000	180,000	0
1,900,000	190,000	0
2,000,000	200,000	0
2,100,000	210,000	0
2,200,000	220,000	0
2,300,000	230,000	0
2,400,000	240,000	0
2,500,000	250,000	0
2,600,000	260,000	0
2,700,000	270,000	0
2,800,000	280,000	0
2,900,000	290,000	0
3,000,000	300,000	0
3,100,000	310,000	0
3,200,000	320,000	0
3,300,000	330,000	0
3,400,000	340,000	0
3,500,000	350,000	0
3,600,000	360,000	0
3,700,000	370,000	0
3,800,000	380,000	0
3,900,000	390,000	0
4,000,000	400,000	0
4,100,000	410,000	0
4,200,000	420,000	0
4,300,000	430,000	0
4,400,000	440,000	0
4,500,000	450,000	0
4,600,000	460,000	0
4,700,000	470,000	0
4,800,000	480,000	0
4,900,000	490,000	0
5,000,000	500,000	0
5,100,000	510,000	0
5,200,000	520,000	0
5,300,000	530,000	0
5,400,000	540,000	0
5,500,000	550,000	0
5,600,000	560,000	0
5,700,000	570,000	0
5,800,000	580,000	0
5,900,000	590,000	0
6,000,000	600,000	0
6,100,000	610,000	0
6,200,000	620,000	0
6,300,000	630,000	0
6,400,000	640,000	0
6,500,000	650,000	0
6,600,000	660,000	0
6,700,000	670,000	0
6,800,000	680,000	0
6,900,000	690,000	0
7,000,000	700,000	0
7,100,000	710,000	0
7,200,000	720,000	0
7,300,000	730,000	0
7,400,000	740,000	0
7,500,000	750,000	0
7,600,000	760,000	0
7,700,000	770,000	0
7,800,000	780,000	0
7,900,000	790,000	0
8,000,000	800,000	0
8,100,000	810,000	0
8,200,000	820,000	0
8,300,000	830,000	0
8,400,000	840,000	0
8,500,000	850,000	0
8,600,000	860,000	0
8,700,000	870,000	0
8,800,000	880,000	0
8,900,000	890,000	0
9,000,000	900,000	0
9,100,000	910,000	0
9,200,000	920,000	0
9,300,000	930,000	0
9,400,000	940,000	0
9,500,000	950,000	0
9,600,000	960,000	0
9,700,000	970,000	0
9,800,000	980,000	0
9,900,000	990,000	0
10,000,000	1,000,000	0

社会保険料の仕組みと年金について詳しく資料をプレゼント！
役員報酬の見直し方、65歳以上の役員の方、法人の所管税の削減までトータルでサポート

まずは無料診断

役員社会保険料削減サポート用紙の必要項目にご記入頂きお返下さい。
1週間以内にレポートにまとめ結果内容をご報告させて頂きます。
まずはお気軽にお電話かメールにてお問合せ下さい。
※この役員社会保険料削減サポートはすべて当院に属し、専門家が診断分析、書面を作成、届出までを責任を持ってサポート致します。

〇お問い合わせは下記へ

※年収を変えずに社会保険料負担を削減することが出来ます
※法人、役員個人の両方の負担軽減につながります
※60歳以上で報酬が高額な方でも比例年金が全額受給可能

従業員の社会保険料を合理的に削減する方法をご存知ですか？

従業員社会保険料削減サポート

～福利厚生充実、雇用の維持、拡大が図れる最新方法のご案内～

働き方改革に伴う労務体制改善、消費税増徴、賃金アップなど会社経営を取り巻く大きな環境変化が起きている中、より良い人材の採用、雇用の維持と拡大、従業員の意識と生産性向上につなげる情報を提供しております。

Check! 今すぐチェック!

ひとつでも該当すれば、**削減の可能性大!**

①なかなか会社側が思うような有能な社員の採用ができない、定着しない
②人件費が増大してきている、社会保険料が負担に感じている
③社員の生産性を向上させたいが研修や賃金に回せるほど資金の余裕がない

従業員社会保険料削減サポートとは

現行の給与規定を見直し、支給方法を一部変更することで福利厚生充実を図りながら社会保険料を削減できる新しい仕組みです。(選択型福利厚生制度、選択型社宅制度)
法人は法定福利費の軽減、従業員は所得税、住民税、および社会保険料の軽減が図れます。一般的な全員加入型の制度とは異なり法人側も導入しやすく、従業員の意思を尊重できる制度となっております。コスト削減できた資金を資金充実に教育研修などに利用することでより良い雇用と採用にもつながります。

給与規定の見直し方と社会保険料削減の仕組み



まずは無料診断

従業員社会保険料削減サポート用紙の必要項目にご記入頂きお返下さい。詳しい資料を郵送させて頂きます。ご面談にてヒアリング、ご質問希望の場合は専門家が説明してわかりやすく説明致します。
まずはお気軽にお電話かメールにてお問合せ下さい。

〇お問い合わせは下記へ

※福利厚生充実を図りながら社会保険料の削減が出来ます
※法人、従業員個人の両方の負担軽減につながります
※従業員の定着率の向上、新規採用が有利になります

まとめ

今回、案内させて頂きました項目以外にも会社全体の経費削減をトータルサポートしております。

ご希望のお客様は別添の『経費削減チェックシート』にチェックして頂き、必要資料と合わせて担当までお渡し下さい。詳細を分析し、各メーカーや販売店と直接交渉して最も効果的な経費削減をサポートさせていただきます。

尚、より効果的なコストダウンを実現するために使用の頻度や状況必要資料の追加、御社のご意向についてヒアリングさせて頂く場合がございますのでその際はご協力お願い致します。

この度の経費削減サポートが御社のご将来、より確かな経営に少しでもお役に立てれば幸いです。

(株) みらいサポートホールディングス

〒102-0074 東京都千代田区九段南1-5-6
りそな九段ビル5F

TEL: 03(6869)3793 FAX: 03(6869)3794

U R L : <https://www.mirasapohd.co.jp/>

E-mail: contact@mirasapohd.co.jp

